

## **第4部 災害復興計画**

## 第4部 災害復興計画

### 第4部 災害復興計画

### 第1章 復興の基本的考え方

- 大規模な震災被害等の災害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。
- 応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。
- 復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることで、より快適で魅力的な都市として発展させていかなければならない。
- このため、震災復興の基本目標は、自治と連携による「安全・安心なまち」と「にぎわいのあるまち」の再建とする。
- そのため、武蔵野市では、被災地域の住民自らが、主体的に地域の復興を進めるための仕組みを検討する。

#### 【復興の基本的な考え方】

項目	内容
生活復興	<p>1 生活復興の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。</li> <li>○ 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにする。</li> </ul> <p>2 生活復興の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。</li> <li>○ 行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。</li> <li>○ 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。</li> </ul>
まちの復興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた武蔵野をつくるため、次の点に留意してまちの復興に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 特に大きな被害を受けた地域のみならず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さないまちづくり」を行う。</li> <li>イ 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適な暮らしや都市の活動を営むことができる「持続的発展が可能なまち」にしていくことを目標とする。</li> <li>ウ 市民、事業者、市区町村、都、国など、多様な主体が「自治と連携によるまちづくり」を行う。</li> </ul> </li> </ul>

第4部 災害復興計画

第2章 復興組織・体制の整備

- 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、災害復興事業を長期的視野に立って速やかに、かつ計画的に実施していくための組織として災害復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

第1節 災害発生前

- 大地震の発生に備え、速やかに復興事業が行える体制を整えることを目的として、事前に計画等の整備を行う。

第1 災害復興計画（骨子案）の検討

- 被災後速やかに策定する武蔵野市災害復興基本方針に基づき、震災復興事業を推進するための計画として「武蔵野市災害復興計画」を策定するが、あらかじめ骨子案を検討する。また、復興におけるまちづくりのイメージを共有するため、災害復興計画（骨子案）に基づく災害復興ランドデザインを検討する。

第2 武蔵野市災害復興マニュアルの作成

- 東京都が作成した東京都震災復興マニュアルとの整合を図りつつ、「武蔵野市災害復興マニュアル」を作成する。

第2節 災害復興本部の設置

第1 災害復興本部の設置

- 市長は、地震により被害を受けた地域が武蔵野市の地域内で相当の範囲におよび、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、災害復興本部を設置する。
- 本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、災害復興基本方針及び災害復興計画（※）を早期に策定することにより、震災復興後のまちのビジョン、市民生活ビジョン、災害復興計画の到達目標、事業指針等を市民に明確に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していく。

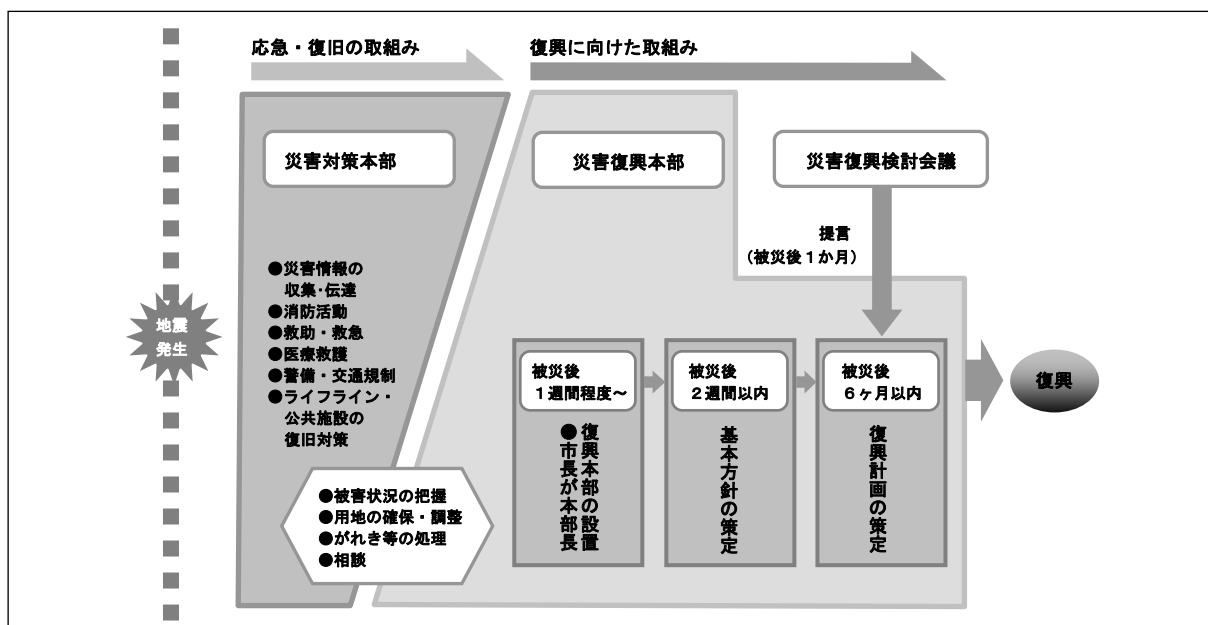
※ 災害復興計画

震災により重大な被害を受けた場合において、まちの復興並びに市民生活の再建及び安定を図るため、東京都震災対策条例第56条に準じて策定する計画。

## 第2 災害復興本部の役割及び災害対策本部との関係

- 災害復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。
- しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。
- 災害復興本部の設置と同時に職員、学識経験者、市民代表及び都職員等より構成される武蔵野市災害復興計画検討委員会を設置し、災害復興基本方針等を諮る。

【震災時における市の取組図】



武蔵野市災害復興本部		武蔵野市災害復興検討会議 (市職員、学識経験者、 市民代表、都職員等)
本部長	市長	
副本部長	副市長、教育長	
本部員	各部長	
各部	部員	

※ 災害復興本部の組織は、平常時の組織体制にできるだけ影響を及ぼさずに効率的に震災復興事業を推進していく体制として、組織条例上の部等に対応し、それに上乗せする臨時的な組織とする。

※ 震災の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。

### 第3 災害復興本部の分掌事務

- 災害復興本部の分掌事務は、あらかじめ定めておくことが望ましいが、被災状況などに応じて協議し、決定する

### 第4 災害復興本部の解散

- 本部長（市長）は、まちの復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、災害復興本部を解散する。

第4部 災害復興計画

第3章 災害復興計画の策定

- 市長は、大規模な震災被害等の災害発生後、災害復興本部を設置し、復興に係る基本方針（武蔵野市災害復興基本方針）を策定するとともに、被災後6ヶ月以内を目途に災害復興計画を策定する。

第1節 災害復興基本方針の策定

- 災害復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に、災害復興本部会議の審議を経て、「災害復興基本方針」を策定し、公表する。
- 災害復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。
  - 1 くらしのいち早い再建と安定
  - 2 安全で快適な生活環境づくり
  - 3 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

第2節 災害復興計画の策定

- 災害復興本部長は災害復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、災害復興計画を策定する。
- 災害復興計画は、次の視点で策定する。
  - 1 市が実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする。
  - 2 市民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要な施策を網羅する。
  - 3 繰り返し発生する大災害にも耐えうるまちへの改善を目指した長期的視点に立つ。
- 復興計画の策定手続きは次のとおりである。
  - 1 災害復興本部長は、災害復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
  - 2 災害復興本部長は、災害復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後6か月を目途に、復興計画を策定し公表する。

※ 武蔵野市災害復興検討会議

震災復興に関して知見を有する学識経験者等で構成される「武蔵野市災害復興検討会議」を設置。この会議は平常時（震災前）においては、震災復興に係る基本方針や個別施策についての検討を行う。震災が発生すると、本部長の諮問機関として、本部長の依頼に基づき、震災復興計画の基本理念等を検討して提言する。

## 第1 災害復興計画策定のスケジュール

- 災害復興計画は概ね以下のスケジュールで策定する。

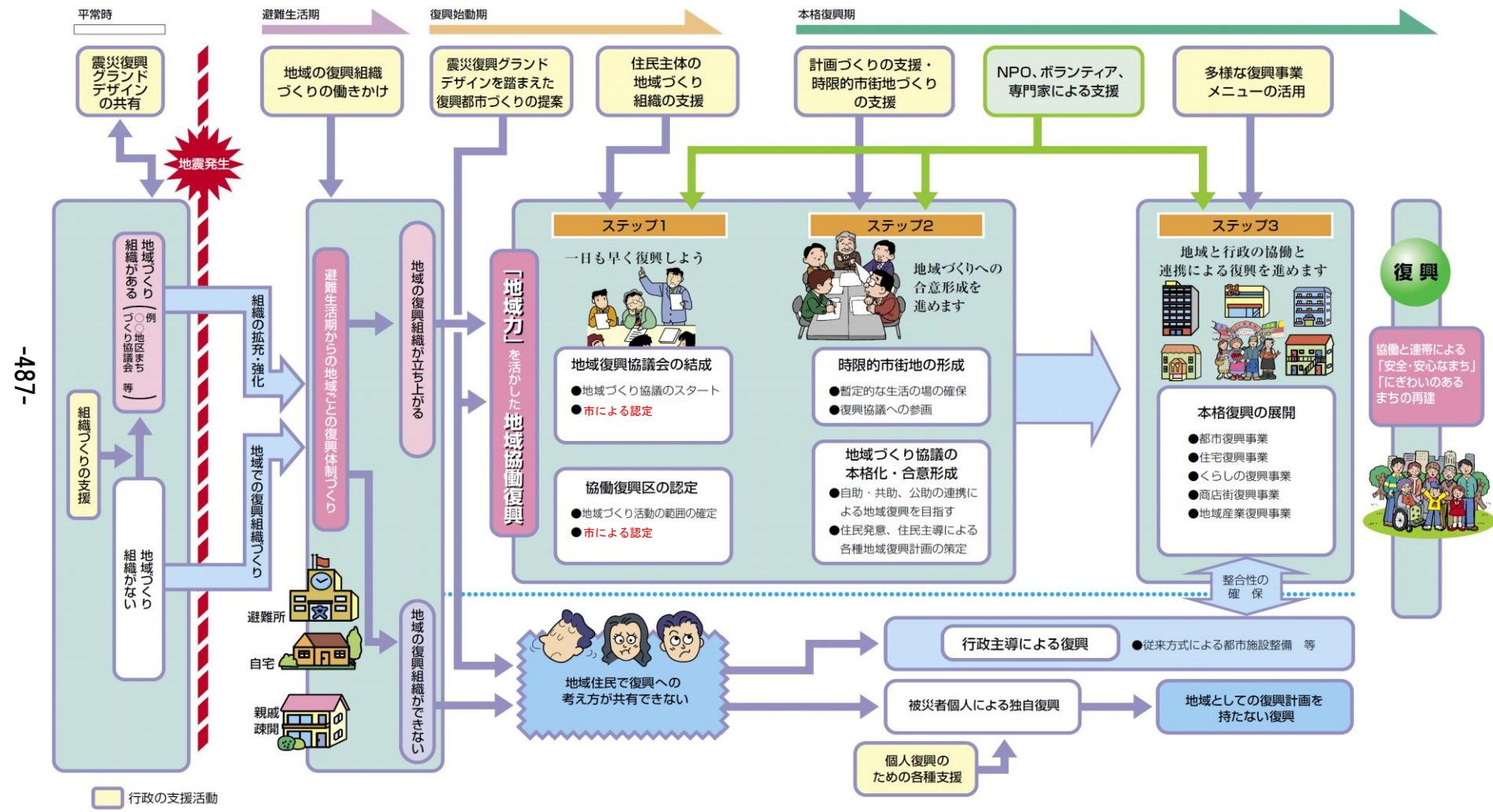
### ○ 災害復興計画策定のスケジュール

2週間以内	・災害復興基本方針の策定 ・災害復興計画検討委員会開催
1ヶ月以内	・災害復興計画の基本理念等決定
3ヶ月以内	・財政計画の調整
4ヶ月以内	・災害復興計画の原案策定 ・住民への提示及び意見集約
6ヶ月以内	・東京都震災復興計画との調整
6ヶ月後	・災害復興計画策定、公表

## 第2 復興の全体像

- 復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要である。
- 合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が不可欠であり、平常時から地域づくり組織がある場合はそれが母体となり、それがいない場合には新たな組織づくりが必要になる。
- さらに、合意形成に際しては、女性や若者、高齢者や障害者等を含む幅広い意見を取り入れる必要がある。
- 地域力を活かした復興プロセスは、次頁の資料「地域復興のプロセス」のとおりである。

地域復興のプロセス





### 第3節 被災者総合相談所の設置

○ 市は、数多くの行政分野において市の復興施策の中心的役割を果たすことから、復興対策の本格化に応じて、福祉をはじめ関係課の連携・協力により、被災者からの相談の総合的な窓口を設置する。

- (1) 開設時期 被災後1か月程度を目途とする。
- (2) 開設決定 震災復興本部において決定する。
- (3) 相談分野、相談内容

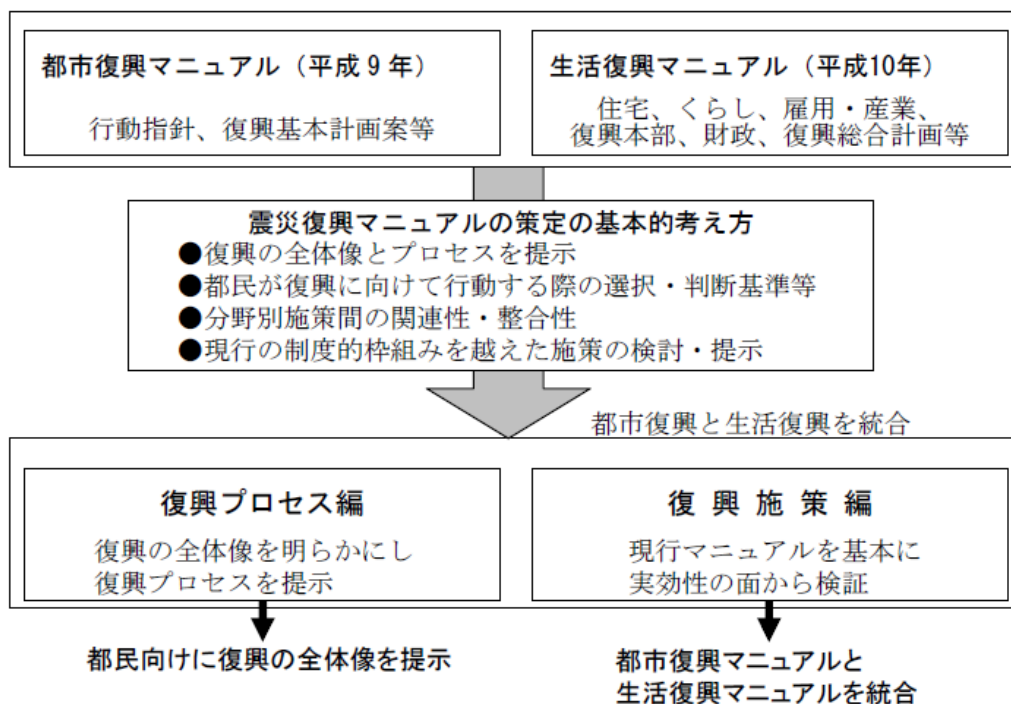
(資料第31 (被災者総合相談窓口の相談分野・相談内容))

○ 都においても被災者総合相談所を設置することとなっており、災害時における相互連携・協力体制を確立する。

#### 参考<東京都震災復興マニュアル>

阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、平成15年3月に、地域による新しい協働復興の仕組みを提案するために策定したマニュアルである。

東京都震災復興マニュアル(以下、「震災復興マニュアル」という。)は、「都市復興マニュアル」(平成9年)と「生活復興マニュアル」(平成10年)を統合し、行政担当者向けの復興事務の手引きとなる「復興施策編」と、被災者の行動指針となるよう地域力を活かした復興を行うための様々な仕組みを提案した都民向けの「復興プロセス編」の2部構成となっている。



マニュアルに記載する事項については「東京都地域防災計画」に位置付け、復興対策を推進する。また、関係部局が所管する分野別復興施策についても、地域防災計画の分野別復興計画として、施策を推進するものである。

なお、東日本大震災の復興状況等を踏まえ、今後、都は震災復興マニュアルの修正を予定している。

#### 1 復興プロセス編の主な内容

被災者の行動指針となるよう復興過程の全体像を表し、自助・共助と公助の連携による「地域力」を生かした復興を行うための仕組みを示しており、主な内容は下記のとおりである。

- 復興の基本目標と視点
- 復興の全体像
- 地域力を活かした分野別の復興プロセス

#### 2 復興施策編の主な内容

分野別に行政が実施する具体的な行動指針で構成されており、主な内容は下記のとおりである。

- 復興体制の構築
- 都市の復興（資料第36（都市復興））
- 住宅の復興（資料第37（住宅復興））
- 暮らしの復興（資料第38（暮らしの復興））
- 産業の復興（資料第39（産業復興））

震災復興マニュアル（復興施策編）に示されている行政が実施する主な項目と具体的な行動名は下記のとおりである。

### （1）復興体制の構築

#### ① 東京都震災復興本部の設置

項目	具体的な行動名
復興本部の設置	1 復興本部の設置 2 復興本部の組織
復興本部の機能	1 復興本部会議の運営 2 政策会議の運営 3 復興本部長等連絡会議等の運営 4 震災復興検討会議の設置・運営

#### ② 被害状況及び復旧・復興状況の把握

項目	具体的な行動名
都民被害の状況把握	1 家屋・住家の応急危険度判定 2 家屋・住家の被害状況の把握 3 住民の被害・被災後の生活状況の把握

**第4部 災害復興計画**  
**第3章 災害復興計画の策定**

項目	具体的行動名
社会公共施設等の被害状況把握等	1 社会公共施設等の被害状況集約 2 社会公共施設等の応急危険度判定 3 社会公共施設等の被災度区分判定
都民生活の復旧・復興状況把握	1 まちの復旧・復興状況の把握 2 都民生活の再建状況等の把握

**③ 震災復興計画の策定**

項目	具体的行動名
震災復興計画の策定	1 震災復興計画の策定

**④ 財政方針の策定等**

項目	具体的行動名
財政方針の策定	1 財政需要見込額の把握 2 予算の執行方針の策定 3 予算見積方針の策定
財源の確保	1 財源対策 2 国への提案要求事項の取りまとめ
復興基金の創設	1 財団法人の設立

**⑤ 人的資源の確保**

項目	具体的行動名
人的資源の確保	1 都庁内における職員配置の調整 2 派遣職員の受入れ

**⑥ 用地の確保・調整**

項目	具体的行動名
用地の確保・調整	1 用地の確保・調整

**⑦ がれき等の処理**

項目	具体的行動名
がれき等の処理	1 がれき処理基本計画の策定等

⑧ 広報・相談体制

項目	具体的行動名
復興関連情報の提供	1 復興関係広報の実施
相談体制の整備・運営	1 被災者総合相談所の設置

⑨ 学校教育

項目	具体的行動名
学校教育施設の再建	1 公立学校施設の再建 2 私立学校施設の再建支援
授業の再開	1 公立学校における授業の再開 2 私立学校における授業の再開支援
被災児童・生徒等への支援	1 公立学校の被災児童・生徒等への支援 2 私立学校の被災児童・生徒等への支援
入学者選抜への対応	1 入学者選抜の日程変更等

⑩ 文化・社会教育

項目	具体的行動名
文化・社会教育施設等の再開	1 文化・社会教育施設等の再建 2 博物館、美術館の収蔵品の管理 3 野外彫刻の仮保管及び修復
文化財等	1 文化財の復旧・復興支援 2 東京都選定歴史的建造物の復旧支援

⑪ 外国人への支援

項目	具体的行動名
外国人への支援	1 外国人に対する情報連絡等

⑫ ボランティア等の市民活動

項目	具体的行動名
ボランティア等の市民活動との連携	1 応急対応期における連携体制の整備 2 生活復興期における連携体制の整備

⑬ 消費生活

項目	具体的行動名
相談等の実施	1 消費生活相談等の実施

(2) 都市の復興

① 行動プログラム

項目	期間
家屋被害概況調査	(発災～1週間以内)
家屋被害状況調査	(1週間～1か月以内)
都市復興基本方針	(2週間以内)
第一次建築制限	(2週間～2か月)
時限的市街地	(発災～3か月以内)
復興対象地区	(発災～1か月以内)
都市復興基本計画(骨子案)	(発災～2か月以内)
第二次建築制限	(2か月～2年以内)
復興まちづくり計画等	(発災～6か月以内)
都市復興基本計画	(発災～6か月以内)
復興事業	

(3) 住宅の復興

① 住宅復興計画の策定

項目	具体的行動名
住宅の被害状況の判定	1 住宅の応急危険度判定の実施
	2 住宅の被災度区分判定の実施
住宅復興計画の策定	1 住宅の被害状況の判定
	2 計画策定体制の整備
	3 計画の策定

② 応急的な住宅の整備

項目	具体的行動名
被災住宅の応急修理	1 被災住宅の応急修理
応急仮設住宅の供給	1 応急仮設住宅等の確保・供給
	2 入居者の募集・選定・入居手続
	3 応急仮設住宅入居者の管理

③ 自力再建への支援

項目	具体的行動名
マンション等の再建に対する支援	1 マンション建替えの合意形成等に係る支援事業 2 マンション建替え・補修に係る支援事業
住宅資産活用等による住宅再建支援	1 定住促進に向けた住宅再建・生活再建支援 2 持家再建に向けた住宅再建・生活再建支援事業 3 住宅資産を活用した民間賃貸住宅供給支援
民間住宅の供給支援	1 民間住宅の供給支援
民間賃貸住宅入居支援	1 民間賃貸住宅入居者に対する支援
住まい・まちづくり推進体制	1 住まい・まちづくり活動への支援 2 まちづくりとの連携 3 地域復興協議会への支援
情報提供及び相談の実施	1 情報提供・相談体制の整備

④ 公的住宅の供給

項目	具体的行動名
公営住宅等の供給	1 公営住宅等の補修・補強 2 公営住宅等の新規建設・建替え 3 公営住宅等の買取り・借上げ 4 入居者の募集・選定
公社・機構住宅の供給促進	1 公社・公団住宅の供給促進

⑤ 安全で快適な福祉のまちづくりの推進

項目	具体的行動名
安全で快適な住宅・住環境の整備	1 耐震・不燃化の促進
福祉のまちづくりの推進	2 住宅・住環境のバリアフリー化の推進
がれき等の処分及び発生の抑制等	3 資材・設備等の再利用、がれき等の処分

(4) 暮らしの復興

① 医療

項目	具体的行動名
地域医療体制	1 医療機関の復旧状況に関する情報提供 2 仮設診療所の設置支援

第4部 災害復興計画  
第3章 災害復興計画の策定

項目	具体的行動名
医療機関の機能回復	1 民間医療機関の再建支援 2 都立病院の機能回復

② 福祉

項目	具体的行動名
地域福祉需要の把握等	1 福祉活動関連情報の収集 2 一時入所の実施
社会福祉施設等の再建	1 社会福祉法人等の設置する施設の再建支援 2 都立社会福祉施設の再建
福祉サービス体制の整備	1 施設の整備等 2 在宅サービス体制の整備
生活支援対策	1 生活に必要な資金の貸付 2 災害弔慰金等の支給 3 被災者生活再建支援金の支給 4 義援金の募集、配分 5 生活保護

③ 保健

項目	具体的行動名
保健対策	1 メンタルヘルスケア 2 被災住民の健康管理 3 防疫活動の実施
生活環境の整備	1 火葬場の復旧支援 2 公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援 3 生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供と再開支援 4 食品・飲料水の安全確保

(5) 産業の復興

① 産業復興方針の策定

項目	具体的行動名
産業復興計画の策定	1 緊急対応事項の選定 2 産業復興計画の策定 3 新たな産業構造の創出
産業復興のために取り組むべき重点課題	1 規制緩和等による産業活動の活性化 2 その他の支援措置の実施

② 中小企業施策

項目	具体的行動名
被害状況等の把握	1 被害・復旧状況の把握 2 取引状況の把握
一時的な事業スペースの確保支援	1 賃貸型共同仮設工場・店舗の設置・提供 2 空き庁舎の提供 3 共同仮設工場・店舗を設置する組合等への支援 4 民間貸し工場・店舗情報の提供
施設の再建のための金融支援	1 資金需要の把握と関係金融機関への要請 2 既往融資制度の活用促進 3 信用保証協会基本財産の造成支援
取引等のあっ旋	1 発注の開拓 2 商談会等の開催
物流の安定	1 物流ルートに関する情報提供 2 港湾機能の確保及び水上物的・人的輸送ルートの確保
新たな支援制度の検討・創設	1 新たな支援制度の検討・創設

③ 観光施策

項目	具体的行動名
都市イメージの回復	1 東京の安全性や魅力の発信

④ 農林水産業施策

項目	具体的行動名
生産力の回復	1 金融支援制度等の活用促進及び新たな支援制度等の検討・創設
物流の安定	2 物流ルートに関する情報提供
国への提案要求事項の取りまとめ	3 国への提案要求事項の取りまとめ

⑤ 雇用・就業施策

項目	具体的行動名
雇用状況の把握	1 雇用状況調査
雇用の維持	1 事業所等への雇用維持の要請 2 公的機関での雇用維持の要請 3 雇用調整助成金制度の活用促進



**第4部 災害復興計画**  
**第3章 災害復興計画の策定**

項目	具体的行動名
離職者の生活支援	1 雇用保険制度の活用促進
離職者の再就職の促進	1 求人情報の把握と分析 2 求職動向の把握と分析、求人開拓 3 求人ニーズを踏まえた職業訓練の実施 4 特定求職者雇用開発助成金制度の活用促進
新たな支援制度の検討・創設	1 新たな支援制度の検討・創設
国への提案要求事項の取りまとめ	1 国への提案要求事項の取りまとめ

**⑥ 相談・指導体制の整備**

項目	具体的行動名
相談・指導体制の整備	1 相談窓口の設置・運営